

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1 箇条15 15.1 15.1.1	箇条4 一般要求事項（JIS C 61558-1（以下、第1部）の規定による。） 4.1 変圧器を、製造業者の指示書によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用でも、人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引き起こさない構造でなければならない。 箇条15 短絡及び過負荷に対する保護 15.1 一般要求事項 15.1.1 短絡及び過負荷試験方法 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 定格 6.101 定格出力電圧は、次の値でなければならない。 －複巻変圧器又は単巻変圧器を組み込んだ SMPS(一般用のスイッチモード電源装置)の場合、交流 1000V 以下又はリプルフリーの直流 1415V 以下 －絶縁変圧器を組み込んだ SMPS の場合、交流 500V 以下又はリプルフリーの直流 708V 以下	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.102	<p>－安全絶縁変圧器を組み込んだ SMPS の場合、交流 50V 以下又はリップルフリーの直流 120V 以下</p> <p>複巻変圧器、絶縁変圧器又は単巻変圧器を組み込んだ独立形 SMPS の場合、定格出力電圧は、交流 50V を超えるか又はリップルフリーの直流 120V を超えなければならない。</p> <p>6.102 定格出力は、1kVA 以下又は 1kW 以下でなければならない。</p>	
				6.103	6.103 定格入力周波数は、500Hz 以下でなければならない。	
				6.105	6.105 定格入力電圧は、交流 1000V 以下でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.3 15.3.1 箇条20 20.5	箇条15 短絡及び過負荷に対する保護 15.3 非本質的耐短絡変圧器 15.3.1 組み込まれた過負荷保護装置は、規定の入力電圧においても、規定された温度値を超える前に作動しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条20 部品 20.5 電源から変圧器を遮断するように意図されたスイッチは全ての極を遮断し、関連過電圧カテゴリの下で完全	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条24 24.5	断路でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条24 保護接地 24.5 2ピンのプラグに接地用口出し線を設けたコードを使用したクラス0I変圧器又は外部可とうケーブル若しくはコードのあるクラスI変圧器については、端子の配置、又はコード固定部と端子との間の導体の長さは、コードがコード固定部から外れる場合に通電導体が保護接地導体の前に引っ張られるものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1 8.11	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示及びその他の情報 8.1 h) IP00変圧器及び／又は機器用変圧器が同一の本体内に異なる第2部（個別規格）に対応する回路を備えていた場合、該当する図記号を用いなければならない。 8.11 SMPSの図記号は、組み込んだ変圧器の種類を表す図記号と共に用いなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条22	箇条19 構造（第1部の規定による。） 箇条22 電源接続及びその他の外部可とうケーブル又はコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.2	22.2 可とうケーブル又はコード用の入口及び出口の開口部は使用中に予想される劣化条件に十分耐える絶縁材料のブッシングでなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条24	箇条24 保護接地	
				24.3	24.3 保護接地端子の全ての部分は、これらの部分と、接触する接地導体の銅又は全ての他の金属との間の接触で生じる腐食の危険がないものでなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条28	箇条28 耐腐食性 さび（錆）によって変圧器が安全でなくなるような鉄製部分は、適切に防せい（錆）保護しなければならない。（第1部の規定による。）	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条17	箇条17 じんあい（塵埃）、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護	
				17.1	17.1 エンクロージャによって提供される保護等級（IPコード）	
				17.1.1	17.1.1 一般要求事項 IP00として扱われるIP1Xを除き、変圧器の分類及び変圧器に表示したIP特性数字に従う変圧器のエンクロージャ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				17.2 箇条19	<p>には、じんあい（塵埃）、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>17.2 湿度処理</p> <p>変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない（第1部の規定による。）</p> <p>箇条19 構造（第1部の規定による。）</p>	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条20 20.1 箇条21 21.5 箇条22	<p>箇条19 構造（第1部の規定による。）</p> <p>箇条20 部品</p> <p>20.1 スイッチ、プラグ、ヒューズ、ランプソケット、コンデンサ、可とうケーブル、可とうコードなどの部品は、合理的に適用できる限り関連するJISを満足するか、又はこれと同等以上の性能をもたなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条21 内部配線</p> <p>21.5 通常の使用で規定の限界値を超える温度にさらされる絶縁導体は、耐熱性及び非吸湿性の絶縁材料を備えなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条22 電源接続及びその他の外部可とうケーブル又はコード</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.2	22.2 可とうケーブル又はコード用の入口及び出口の開口部は絶縁材料でできているか、又は使用中に予想される劣化条件に十分耐える絶縁材料のブッシングでなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条24	箇条24 保護接地	
				24.3	24.3 保護接地端子の本体が金属フレーム又はエンクロージャの一部でない限り、本体は黄銅製又はそれ以上の耐食性をもつ他の金属製でなければならない。この場合、ねじ又はナットは黄銅製又はこれと同等の耐食性をもつ他の金属製でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条26	箇条26 沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離	
				26.3	26.3 絶縁物を通しての距離	
				26.3.1	26.3.1 絶縁は、関連するJISで規定する分類の耐熱材料であるか、又は規定の試験に合格しなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条27	箇条27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。）	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 箇条16 16.1	箇条9 感電に対する保護（第1部の規定による。） 箇条16 機械的強度 16.1 一般	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条17 17.1 17.1.1 箇条19 19.14 箇条23 23.6	変圧器は適切な機械的強度をもち、危険な充電部は、規定の検査で可触となつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条17 じんあい（塵埃）、固形物及び水分の有害な侵入に対する保護 17.1 エンクロージャによって提供される保護等級（IPコード） 17.1.1 一般要求事項 エンクロージャを備えた変圧器の試験において、試験プローブが危険な充電部及び危険な可動部に触れることができなければならない。（第1部の規定による。） 箇条19 構造 19.14 感電に対する保護のためのカバーの固定 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 外部導体用端子 23.6 端子ブロック及びこれに類する装置は、それらの危険な充電部に触れられない場合でも、工具を使わずには触れられないものでなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条27 27.3 27.3.1	箇条27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.3 故障条件下の耐熱性 27.3.1 IP20以上の変圧器は、故障条件下で、危険な充電部が可触であってはならない。（第1部の規定による。）	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない ように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条9 9.2 9.2.1 9.2.1.3 箇条18 18.1 18.5 18.5.3 箇条24	箇条9 感電に対する保護 9.2 危険な充電部からの保護 9.2.1 危険な充電部の決定 9.2.1.3 電圧が交流35V（ピーク）、又はリップルフリーの直流60Vを超える場合、接触電流は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 18.1 一般 変圧器の漏えい電流は適切でなければならない。（第1部の規定による。） 18.5 接触電流及び保護接地導体電流 18.5.3 保護接地導体電流 変圧器の接地端子と保護接地導体との間の保護接地導体電流は、規定値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条24 保護接地	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.1	24.1 絶縁が故障した場合、充電する可能性があるクラス 0I変圧器又はクラスI変圧器の可触導電部は、変圧器内で保護接地端子に永久かつ確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）	
				24.4	24.4 保護接地端子と可触導電部との間の抵抗は、規定以下でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18 18.101	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条18 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 18.101 SMPSは、規格に従ったインパルス耐電圧試験の間に、巻線のターン間、入出力回路間、入力回路とその近傍との間、出力回路とその近傍との間、又は巻線と導電性コアとの間の絶縁に、絶縁破壊があつてはならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 短絡及び過負荷に対する保護 15.101 電子回路は、SMPS内の故障状態が感電又は火災による障害を引き起こすことがないように、かつ、機器の意図しない動作が安全性を損なうことがないように設計し、使用しなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14 14.1	箇条14 温度上昇 14.1 一般要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		14.1.1 箇条15 15.1 15.1.1	14.1.1 温度上昇試験 変圧器及びその支持物は、通常の使用で過熱してはならない。（第1部の規定による。） 箇条15 短絡及び過負荷に対する保護 15.1 一般要求事項 15.1.1 短絡及び過負荷試験方法 試験において、外部エンクロージャの温度は、規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	
第 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 21.1 21.2 箇条22 22.3	箇条21 内部配線 21.1 電線経路は、滑らかで、導体の絶縁に傷を与えるようなシャープエッジ（鋭い角）、バリ、鑄りなどがあってはならない。（第1部の規定による。） 21.2 絶縁線が通過する金属板の開口部は、適切に丸められているか、又は開口部は絶縁材料のブッシングを用いなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 電源接続及びその他の外部可とうケーブル又はコード 22.3 変圧器内部の配線用のスペースは、導体を容易に差し込んで接続するのに十分でなければならず、また、カバーがある場合は、導体又はそれらの絶縁物に破損の危険	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.9.4	<p>を与えずに取り付けられるものでなければならない。(第1部の規定による。)</p> <p>22.9.4 運転中動くようなコードをもつ変圧器は、コードが変圧器に入る部分で過剰なたわみに対して適切に保護するように構成しなければならない。コードの保護物は、絶縁材料でできていてしっかりと固定していなければならない。(第1部の規定による。)</p>	
第 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条16 16.1 箇条19 19.23A 箇条23 23.2	箇条16 機械的強度 16.1 一般 変圧器は、適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条19 構造 19.23A 規定する機器用カプラを使用するものは、コネクタを抜き差しするとき、機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条23 外部導体用端子 23.1 外部導体用端子の締付手段を締めたり緩めたりする場合、端子は、緩くならず、内部配線に応力が伝わっては	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.1	ならない。(第1部の規定による。) 箇条25 ねじ及び接続部 25.1 電氣的接続に限らず、ねじ接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。(第1部の規定による。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.1 15.1.1 15.5 15.5.2	箇条15 短絡及び過負荷に対する保護 15.1 一般要求事項 15.1.1 短絡及び過負荷試験方法 試験中、変圧器は、溶融金属、又は危険量の有毒ガスを放出してはならない。(第1部の規定による。) 15.5 フェイルセーフ変圧器 15.5.2 試験中、変圧器は、溶融物質、又は絶縁物の燃焼滴下物を本体外部に放出しない。(第1部の規定による。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1 4.3	箇条4 一般要求事項 4.1 変圧器を、製造業者の指示書によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用でも、人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引き起こさない構造でなければならない。(第1部の規定による。) 4.3 この規格で扱っていないその他の危険源(例えば、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					EMF、電氣的、磁氣的及び電磁障害に関連した機能安全など) について、製造業者は、リスクアセスメントを実施しなければならない。(第1部の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1 箇条15 15.1 15.1.1	箇条4 一般要求事項 4.1 変圧器は、製造業者の指示書によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用でも、人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引き起こさない構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条15 短絡及び過負荷に対する保護 15.1 一般要求事項 15.1.1 短絡及び過負荷試験方法 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となってはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						れないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.3 8.7 8.15	箇条8 表示及びその他の情報 8.3 変圧器が異なる定格入力電圧に対して調整できる場合、変圧器の調整された電圧は、容易かつ明瞭に識別できなければならない。（第1部の規定による。） 8.7 変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示をして供給しなければならない。（第1部の規定による。） 8.15 表示は耐久性があり容易に判読可能でなければならない。（第1部の規定による。）	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-16:2024

規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	(電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考える。
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示)	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。） 機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。